

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年3月11日 (第1回)
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	平田村 07503
地域名 (地域内農業集落名)	打違内地区 (打違内集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	79.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	79.3 ha
② 田の面積	39.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	40.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	57.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の高齢化や担い手不足が深刻化している。</li> <li>・地域ぐるみで担い手の確保や育成が必要である。</li> <li>・新規就農者が地区に入りやすい環境づくりが必要である。</li> <li>・有害鳥獣被害が増加傾向にある。</li> <li>・中山間地域であり山際は狭小な農地が多いため、効率的な利用が難しい。</li> <li>・農業用機械が入りにくい農地が多いため、環境整備が必要である。</li> <li>・畦畔等の草刈りの手間が大きく管理に苦労している。</li> <li>・集落営農組織を立ち上げ、最適土地利用対策事業を活用し、地域の活性化や遊休農地対策を行っている。</li> </ul>
---

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲については、段階的に集落営農組織や認定農業者等への集積・集約化を進める。</li> <li>・飼料米や稲WCS、飼料用トウモロコシを作付し、耕畜連携に取り組むとともに労力削減を図る。</li> <li>・地区の農地を維持するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金に係る協定を今後も継続する。</li> <li>・地区内外の新規就農者の受け入れを積極的に行う。</li> <li>・出し手と受け手の意向を踏まえながら農地バンクの活用を検討していく。</li> <li>・狭小な農地については、農地改良等での、効率的な利用を検討する。</li> <li>・集落営農組織を中心に、農地の集約や利活用を検討する。</li> <li>・集落営農組織の法人化について検討する。</li> <li>・遊休農地対策として果樹の作付け等を検討していく。</li> <li>・省力化機械の試行・導入を検討する。</li> <li>・農業所得の安定化への取組を検討する。</li> </ul>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	25.0	%	将来の目標とする集積率
			80.5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落営農組織を中心に、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、集落営農組織や認定農業者等への団地面積の拡大及び農地集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の農地を農地中間管理機構へ貸し付け、認定農業者等の経営意向を反映し、段階的に集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組
農地の受け手となる農業者の意欲をそがないよう、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、農地の維持や整備を検討するとともに、補助事業等を活用し、作付け条件の改善を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
村や農業普及所、JA等と連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ参加するなどし、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、栽培技術の支援や農地のあっせんなど、相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地区の山際の農地については、イノシシによる被害も発生していることから、拡大しないように電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。
- ②水稻の減農薬、減化学肥料栽培への取組を検討する。
- ③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
- ④高収益作物を導入するため、畑地化を検討する。
- ⑤果樹や高収益作物の導入を検討していく。
- ⑦条件不利農地については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用により保全・管理等を行う。
- ⑧認定農業者の経営状況を踏まえ、ライスセンター等の新たな農業用施設の導入を検討する。
- ⑨飼料用作物を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は水稻栽培農家等に供給する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	法人D	水稻、果樹	0 ha	0 ha	水稻、果樹	57 ha	0 ha	法人D	
認農	認農13	水稻、葉たばこ	3.1 ha	0 ha	水稻、葉たばこ	0.1 ha	0 ha	認農13	
認農	認農20	水稻、肉牛(繁殖)	2.3 ha	0 ha	水稻、肉牛(繁殖)	0 ha	0 ha	認農20	
認農	認農29	水稻、肉牛(繁殖)	1.5 ha	0 ha	水稻、肉牛(繁殖)	0 ha	0 ha	認農29	
認農	認農42	酪農、肉牛(繁殖)	5.7 ha	0 ha	酪農、肉牛(繁殖)	5.7 ha	0 ha	認農42	
認農	認農46	水稻、葉たばこ	2.1 ha	0 ha	水稻、葉たばこ	1 ha	0 ha	認農46	
認農	認農66	水稻	5.1 ha	0 ha	水稻	0.1 ha	ha	認農66	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		19.8 ha	0 ha		63.9 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

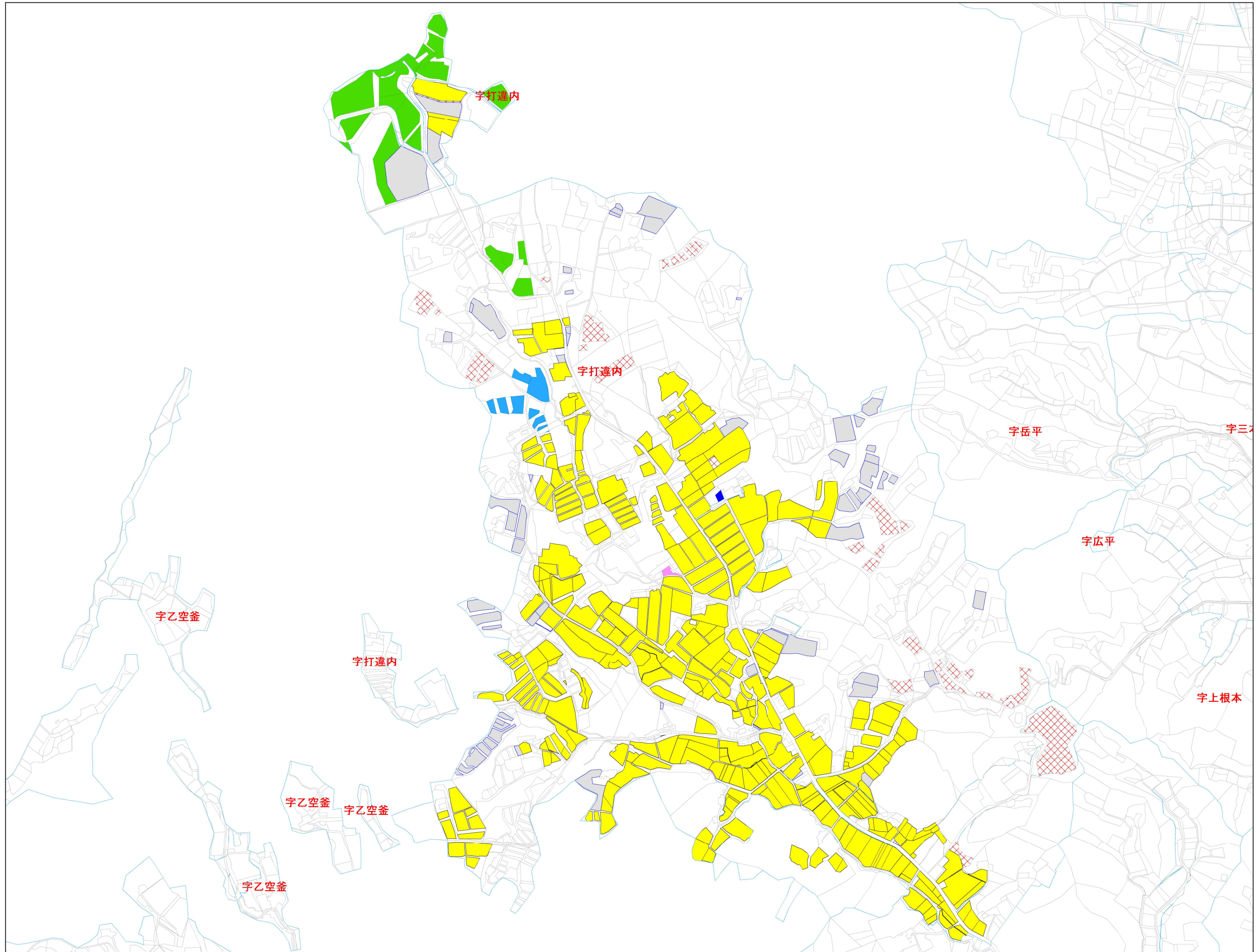
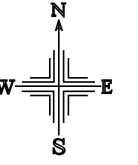
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



- 凡例
- 自作地・今後検討
  - 認農13
  - 認農42
  - 認農46
  - 認農66
  - 非農地・林地化
  - 法人D